

西久保田工業団地地区地区計画（抜粋）

区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、足利市の市街地より南東約6km に位置し、北側は一般国道 50 号、西側は主要地方道 足利・邑楽・行田線に隣接しているなど、交通条件に恵まれており、南側には田園地帯が広がる緑豊かな自然に囲まれた地域である。このような立地条件を活かしながら自然環境と調和した工業団地として整備を図るものである。</p> <p>そのため、本地区計画においては、建築物等の制限及び緑地の保全などにより、良好な周辺環境と調和した工業地を形成し、将来に渡って適切に維持・保全していくことを目標とする。</p>	
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工場 2. 倉庫 3. 事務所 4. 自動車車庫 5. 危険物の貯蔵又は処理に供するもの 6. 前各号の建築物に附属するもの（工場については、工場に附属する物品販売店舗で、本地区内で製造された製品の販売を目的としたものを含む） 7. 公園に設けられる公衆便所、休憩所その他これらに類するもの
		建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の外壁及び屋根並びに工作物の色彩は、できるだけ原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。 2. 屋外広告物は、刺激的な色彩、形態又は装飾を用いるなど、美観・風致を損なう恐れのあるものは設置してはならない。
		良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	<p>本地区内の外周には緩衝緑地を次により設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緩衝緑地の幅員は道路又は水路等の境界線より 10 メートル以上確保するものとする。なお、区域に公園、調整池が隣接する場合は緩衝緑地とみなすことができる。 2. 緩衝緑地には原則として中高木の常緑樹を緩衝機能を果たす配置で植栽し、維持・保全していくものとする。 3. 緩衝緑地の区域においては、次の各号に掲げる場合を除き緑地以外の土地利用を行ってはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場敷地に出入口を設置する場合 (2) 看板及び外灯を設置する場合 (3) かき又はさくを設置する場合 (4) 電気設備等の工作物を設置する場合 (5) 公共・公益上やむを得ない場合

